
習志野市男女共同参画基本計画

- 分野別計画（DV防止対策編）

—総括評価報告書—

平成26年10月

習志野市男女共同参画審議会

はじめに

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

また国は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に取り組みを進めるため、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成 17 年に第 2 次計画、平成 22 年には第 3 次計画を策定しております

習志野市では平成 16 年 3 月に、男女共同参画社会の実現を目的とする「習志野市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき、平成 20 年 3 月に、平成 20 年度から平成 25 年度までの 6 年間の計画期間とする「習志野市男女共同参画基本計画」を策定しました。

また平成 24 年 3 月に、DV の防止と被害者支援への取り組みを明確にするため、「分野別計画（DV 防止対策編）」を策定し、平成 26 年 3 月には、計画期間を平成 26 年度から平成 31 年度までとする「習志野市第 2 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

今回の評価報告書にあたっては、例年行っていた単年度の事業ごとではなく、平成 20 年度から平成 25 年度までの総括評価として、男女共同参画基本計画に位置づけられる 25 部署及び分野別計画（DV 防止対策編）の 12 部署が自己評価を行い、課別の総括シートを作成いたしました。それに基づき、審議会において、計画全般に関して総合的な評価を行い、あわせて計画の重点項目に関する評価、及び分野別計画（DV 防止対策編）に関する評価を行いました。

また、それぞれの部署の自己評価に対し、審議会意見を記述し、総括シートを完成させました。

本審議会では、審議会委員 7 名で構成する「男女共同参画基本計画事業評価部会」を設置し、審議をいたしました。

平成 20 年度～平成 25 年度までの市の取り組みといたしましては、概ね良好であります。平成 26 年度からスタートしている第 2 次男女共同参画の着実な実施に向けて更なる努力を期待します。

終わりに、市民、市民活動団体、事業者、市職員の方々に、習志野市の男女共同参画施策に関して理解を深めていただき、今後の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるため、この報告書を活用していただければ幸いです。

平成 26 年 10 月

習志野市男女共同参画審議会

会 長 松 田 敏 子

目 次

はじめに

1	習志野市男女共同参画基本計画の概要	1
(1)	基本計画策定の趣旨	
(2)	基本計画の位置づけ	
(3)	基本計画の期間	
(4)	基本計画の内容	
(5)	基本計画の体系	
(6)	分野別計画（DV防止対策編）の体系	
2	習志野市男女共同参画基本計画の評価について	6
(1)	評価方法	
(2)	評価作業の流れ	
3	評価結果	7
(1)	計画全般についての評価	
(2)	重点項目に関する評価	
(3)	分野別計画（DV防止対策編）についての評価	
4	集計結果	16
(1)	課別集計表	
	①基本計画	
	②分野別計画（DV防止対策編）	
(2)	指標（数値目標）達成状況一覧	
	①基本計画	
	②分野別計画（DV防止対策編）	
5	習志野市男女共同参画基本計画（平成20年度～25年度）課別総括シート	23
6	習志野市男女共同参画基本計画DV対策編（平成24年度～25年度）課別総括シート	54
<資料>		66
	・評価作業経過	
	・習志野市男女共同参画推進条例（一部抜粋）	
	・習志野市男女共同参画基本計画 事業評価部会設置要領	
	・習志野市男女共同参画審議会委員名簿	
	・習志野市男女共同参画基本計画 事業評価部会委員名簿	
	・男女共同参画基本計画及びDV防止対策編 課別総括シートの記入方法について	
	・習志野市男女共同参画基本計画（平成20年度～25年度）課別総括シートの見方	
	・習志野市男女共同参画基本計画（平成20年度～25年度）課別総括シート（白紙）	
	・習志野市男女共同参画基本計画（平成20年度～25年度）課別総括シート（記載例）	
	・習志野市男女共同参画基本計画DV防止対策編（平成24年度～25年度）課別総括シート（白紙）	
	・習志野市男女共同参画基本計画DV防止対策編（平成24年度～25年度）課別総括シート（記載例）	

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）をいいます。

1 習志野市男女共同参画基本計画の概要

(1) 基本計画策定の趣旨

習志野市では、平成6年3月に「習志野市女性プラン」を策定、平成13年(2001年)3月に「習志野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けての総合的・計画的な施策の展開を図ってきました。

また、平成16年(2004年)7月には、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の取り組みを推進するために、「習志野市男女共同参画推進条例」を施行し、条例に基づく取り組みを進めています。

さらに、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を図るため、平成20年(2008年)3月に「習志野市男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称DV防止法)が改正されたことにより、市町村に対しDV防止計画の策定が努力義務になったことから、男女共同参画基本計画の分野別計画として「DV防止対策編」を平成24年3月に策定いたしました。

(2) 基本計画の位置づけ

- ① 基本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「習志野市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定しました。
- ② 基本計画の策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」、「千葉県男女共同参画計画(第2次)」及び「習志野市後期基本計画」、「習志野市男女共同参画推進条例」と整合性を図りました。
- ③ 基本計画は、男女共同参画社会の実現を将来像として掲げ、市民と行政との協働による実施を目指した行動的な計画です。
- ④ 分野別計画(DV防止対策編)は、基本計画のうち、「女性と男性に生じる暴力の防止と対応」に係る事業を位置づけたものです。

(3) 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成20年度(2008年度)から平成25年度(2013年度)までの6年間です。また、分野別計画(DV防止対策編)は、平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)までの2年間です。

(4) 基本計画の内容

基本計画では、目指すべき将来像として、『男女が互いの個性を尊重し、一人ひとりが夢と輝きを持って自己実現できる男女共同参画社会の実現』を掲げています。

この将来像を達成するため、

- 基本目標Ⅰ：人権の尊重
- 基本目標Ⅱ：あらゆる分野への参画と活動
- 基本目標Ⅲ：家庭生活と社会生活の両立
- 基本目標Ⅳ：生涯にわたる心身の健康維持
- 基本目標Ⅴ：計画の推進

の5つを基本目標としており、これらの基本目標に即した課題、施策の方向を掲げています。

具体的事業としては、141 事業（延べ 152 事業）を掲げており、これらの取り組む事業について、52 項目（延べ 56 事業）の目標数値を設定しています。

また、分野別計画（DV 防止対策編）では、
基本目標Ⅰ：DV 防止のための広報・啓発
基本目標Ⅱ：安心して相談できる体制づくり
基本目標Ⅲ：生活再建に向けた支援
の 3 つを基本目標としており、これらの基本目標に即した施策の方向を掲げています。
具体的事業としては、25 事業（延べ 29 事業）を掲げており、これらの取り組む事業について、5 項目（延べ 6 事業）の目標数値を設定しています。